

# ◇ 吉川市自動車改造費支給事業のご案内 ◇

## 1、事業案内

吉川市自動車改造費支給事業とは、障がいのある方が自ら運転するために、自動車の操行装置等の改造に係る費用を支給する事業です。

## 2、利用対象者

障害者手帳をお持ちの方 ※所得制限があります。

## 3、対象となる改造費の種類

自動車の操行装置設置等の障がい者が自ら運転するために必要な改造

## 4、助成額

改造に要した費用（上限10万円）

## 5、利用の流れ

①自動車を改造する7日前までに、以下の書類を吉川市へ提出してください。

- 1) 申請書（所定の用紙あり）
- 2) 課税照会同意書（所定の用紙あり）障害者手帳の写し
- 3) 自動車改造の概要が確認できる書類（パンフレット等）
- 4) 自動車改造費用の見積書
- 5) 運転免許証の写し
- 6) 自動車車検証の写し
- 7) 改造前の写真

②吉川市より支給決定通知が届きます。

③改造完了後、30日以内に以下の書類を吉川市へ提出してください。

- 1) 完了報告書（所定の用紙あり。決定通知と一緒に送付します。）
- 2) 請求書（所定の用紙あり。決定通知と一緒に送付します。）
- 3) 領収書の写し
- 4) 改造後の写真

④吉川市より確定通知書を送付し、指定の口座に支給額を振り込みます。



【問合せ】 吉川市こども福祉部 障がい福祉課 障がい支援係  
電話：982-5238（直通）  
FAX：981-5392